

「第九」アジア初演100周年記念ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「第九」アジア初演100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 この要領においてロゴマークは、別記（A）（B）（C）の3種とし、それぞれカラー版とモノクロ版とする。

(使用許可)

第3条 使用するものは、「第九」アジア初演100周年記念ロゴマーク使用届出書を提出することとし、この要領を遵守すれば、何人も許可なく使用することが出来る。

(使用条件)

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守すること。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでないものとする。

- (1) 使用届出書に記載した内容にのみ使用すること。
- (2) 色・形などデザインの改変等、応用使用はしないこと。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用するにあたり、商標法（昭和34年法律第127号）及び意匠法（昭和34年法律第125号）の規定に基づく新たな権利の設定をしないこと。
- (5) ロゴマークの形状については、別記の（A）（B）（C）の3種とし、使用されている文言のフォントについては、ゴシック体とする。

(使用の中止)

第5条 次に掲げる場合は、直ちに使用を中止し、使用物の回収、撤去等を行うこと。

- (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号の暴力団員をいう。）の利益になるおそれがある場合
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) その他、市長が不相当と認める場合

(責任の制限)

第6条 市は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用によって、使用者又は第三者に損害又は損失が生じたときは、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年12月27日から施行する。

ロゴマークの種類

(A)



(B)



なると第九

(C)



「第九」
アジア初演の地 なると